

令和元年10月1日から

3～5歳児までの幼稚園、保育園を利用するおさまの

保育料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯のおさまも対象になります。

幼稚園、保育園を利用するおさま

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育園を利用する3～5歳児までの全てのおさまの保育料が無償化となります。**
- **主食費・副食費、行事費などは無償化の対象外です。**
 - 年収360万円未満相当世帯と第3子以降については、副食費（おかず・おやつ等）が免除となります。
- 保育園の**延長保育料**は、無償化の対象外です。
- **0～2歳までのおさまについては、町民税非課税世帯を対象として保育料が無償化となります。**
 - 保育料の現行制度を継続し、保育園の場合は小学校就学前のおさまから数えて、幼稚園の場合は小学校3年生から数えて第2子は半額、第3子以降は無償となります。

【利用に関するQ&A】

- Q.現在、2歳児クラスに在園しています。9月に3歳になりますが10月からの保育料は無償化されますか？
- A.無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。お問い合わせの内容は、10月時点では2歳児のため、無償化されるのは来年の4月からです。
- Q.私は、朝8時から夕方6時まで保育園を利用していますが、延長保育のため無償化されないのでしょうか？
- A.あさひ園では、朝7時30分から夜7時まで開園しています。この開園時間内において、11時間を超える利用をされた場合、延長保育料が必要となります。お問い合わせの内容は、10時間の利用ですので利用料は全額無償化されます。

幼稚園の預かり保育を利用するお父さま

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、町において「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（保育園の利用と同等の要件）がありますので、町の窓口にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて最大月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化**となります。

【幼稚園の預かり保育に関するQ&A】

Q.幼稚園の付加サービスを時々利用しますが、利用料金は無償化されますか？

A.無償化後の10月以降も付加サービス（幼稚園の預かり保育）は継続します。

利用料金は、10月までに町において「保育の必要性の認定」を受けた場合に限り最大月額11,300円まで無償化されます。

しかし、町において「保育の必要性の認定」を受けることができなかった場合は、これまでどおり有料となります。

認可外保育施設等を利用するお父さま

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

- **3～5歳児までのお父さまは月額37,000円まで、0～2歳児までの町民税非課税世帯のお父さまは月額42,000円まで**の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設、一時預かり事業（一時保育事業）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。